

大阪大学本部事務機構オープンラボ棟利用細則

(趣旨)

第1条 この細則は、本部事務機構オープンラボ棟規程（以下「規程」という。）第21条の規定に基づき、規程第1条に定める施設の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(長期利用施設の範囲)

第2条 規程第4条第2項の長期利用施設の範囲は、別表1のとおりとする。

(利用申請)

第3条 規程第7条第1項の利用申請書の様式は、様式1のとおりとする。

(利用計画変更)

第4条 規程第9条第1項の利用計画変更申請書の様式は、様式2のとおりとする。

(利用期間の変更)

第5条 規程第11条第3項の利用期間延長申請書の様式は、様式3のとおりとする。

2 規程第11条第4項の利用期間短縮申請書の様式は、様式4のとおりとする。

(施設利用料等)

第6条 規程第12条第2項の施設利用料は、別表2のとおりとする。ただしコモンスペースについては、これを徴収しない。

2 前項の施設利用料のほか、光熱水料等の実費相当額を負担しなければならない。

3 利用期間が月の途中から始まる時又は月の途中で終わるときは、当該月は1月分の施設利用料を負担するものとする。

4 一旦納付された施設利用料は返還しない。ただし、本学の都合により利用許可を取り消し、又は変更したときは、施設利用料の全部又は一部を返還する。

(経費の減免)

第7条 資産管理責任者が認めたときは、前条に定める経費を減免し、又は免除することができる。

(施設の改修)

第8条 規程第14条第1項の工事申請書の様式は、様式5のとおりとする。

(一時使用施設)

第9条 規程第18条の一時使用施設の範囲は、別表3のとおりとする。

(使用資格)

第10条 前条の一時使用施設を使用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 本学の教職員その他これに準ずる者及び学生

(2) その他資産管理責任者が特に認めた者

(一時使用施設の使用時間)

第11条 一時使用施設の使用時間は、原則として午前9時から午後9時までとする。

(使用申請)

第12条 長期利用施設の利用者で一時使用施設を使用しようとする者は、本学が指定する予約システムから、使用の予約を行うものとする。

2 前項のほか、一時使用施設を使用しようとする者は、資産管理責任者に日時・使用目的を申し出なければならない。

(使用許可)

第13条 前条第1項により予約を行ったときは、使用予約が登録できたことをもって、使用を許可されたものとみなす。

2 資産管理責任者は、前条第2項の申し込みを適当と認めたときは、申込者にその旨を通知するものとする。

(使用者の注意義務)

第14条 一時使用施設の使用を許可された者（以下「使用者」という。）は、この細則及び別に定める利用の手引きを遵守し、建物、施設、設備等を常に善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

(使用許可の取消し等)

第15条 資産管理責任者は、使用者がこの細則又は使用条件に違反した場合は、使用許可を取り消し、又は使用を中止させることができる。このとき、資産管理責任者は、使用者にその旨を通知するものとする。

2 前項に定めるもののほか、本学において特別の必要が生じたとき及び施設の運営上特に必要があるときは、使用許可を変更し、又は取り消すことがある。

(使用の変更及び中止)

第16条 使用者が、使用日時を変更し、又は使用を中止しようとするときは、本学が指定する予約システムから、使用の予約の変更、削除等を行うものとする。

(損害賠償)

第17条 使用者は、本人又は当該使用に係る関係者が故意又は重過失により、豊中共創棟Bの施設、設備又は物品を滅失、破損又は汚損したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(使用者の遵守事項)

第18条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された目的以外の用途に使用しないこと。
- (2) 使用を許可された日時等の使用許可条件を厳守すること。
- (3) 許可なく備品を所定の位置から移動させないこと。

(その他)

第19条 この細則に定めるもののほか、豊中共創棟Bの利用に必要な事項は、資産管理責任者が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この細則は、令和 6 年 1 1 月 8 日から施行する。

(使用申請)

- 2 この細則第 8 条の規定による一時使用施設の使用始期は、令和 7 年 6 月 1 日以降とする。

附 則

この改正は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

施設名	オープンラボスペース	コモンスペース
豊中共創棟 A	101、102、103、104、201、202、203、 204、205、206、301、302、303、304、 305、306、307、401、402、403、404、 405、406、407、501、502、503、504、 505、506、507、508、509、510、511、 512、513、514、601、602、603、604、 605、606、607、608、609、610、701、 702、703、704、705、706、707、708、 709、710、711、712	—
豊中共創棟 B	301、302、303、304、305、306、401、 402、403、404、405、406、501、502、 503、504、505、506、601、602、603、 604、605、606、701、702、703、704、 705、706	1 階フロア全体 (共用部分除く) 2 階フロア全体 (共用部分除く)
共創イノベーション棟 (6, 7 階に限る)	6 階オープンラボ、7 階オープンラボ	—

別表 2

施設名	施設利用料 (㎡/月)・税込
豊中共創棟 A	1,300 円
豊中共創棟 B	3,200 円
共創イノベーション棟 (6, 7 階に限る)	1,300 円

別表 3

施設名	一時使用施設
豊中共創棟 B	307、407、507、607、707